

## 神戸市認知症事故救済制度の運用支援業務委託 一般競争入札説明書

「神戸市認知症事故救済制度の運用支援業務委託」の一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この一般競争入札説明書によるものとします。

### 1 一般競争入札を行う事項

(1) 件 名 神戸市認知症事故救済制度の運用支援業務委託

(2) 契約期間 委託契約先決定の日から令和10年3月31日まで

※ただし、委託契約先決定の日から令和7年3月31日までは準備期間とします。委託契約は令和7年度から毎年度契約を締結します。

### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という）第3条第1項に該当する者でないこと。

(2) 規則第3条第2項に基づく入札参加の資格制限を受け、その期間が満了していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）及び地方税について未納の税額がないこと。

(4) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険に加入していること。ただし、法令により適用除外とされる者を除く。

(5) 「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」第5条に該当しないこと。

(6) 一般競争入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の初日の前日までにその営業に従事していること。

(7) 営業許可等を必要とするものについては、当該許可等を有する者であること。

(8) 一般競争入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から 契約先決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

(10) 保険業法（平成7年法律第105号）第2条第4項に規定する損害保険会社、同条第9項に規定する外国損害保険会社等又は同法第219条に規定する特定損害保険免許を有する特定法人であること。

- (11)金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 66 条の 27 に規定する内閣総理大臣の登録を受けている格付業者のいずれかにより A 等級以上の格付（長期、発行体又は保険財務格付）を得ている者であること。
- (12)本業務の遂行にかかる連絡、調整、打合せ等に際し迅速に対応できる体制を有していること（原則として、神戸市内に本店、支店、営業所等を有していること（登記上の本社である必要はない））。

### 3 委託契約に関する事務を担当する部局

神戸市福祉局高齢福祉課（電話番号 078-322-5259）  
神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号（郵便番号 650-8570）  
神戸市役所 1 号館 4 階

### 4 一般競争入札参加資格の審査の申請方法

- (1) 当該業務委託の一般競争入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を市長に提出し、本市の一般競争入札参加資格の審査を受けなければなりません。書類の様式については、神戸市ホームページ（<https://www.city.kobe.lg.jp/a38463/kenko/fukushi/koreshafukushi/zikokuyuusa/iseidozigyousyabosyuu.html>）「事業者募集のページ」からダウンロードしてください（ダウンロードできない者には神戸市福祉局高齢福祉課で、神戸市の休日を定める条例（平成 3 年 3 月条例第 28 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く、午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）無料で交付します）。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）

イ 法人登記簿謄本（又は登記事項全部証明書）〔写し可〕

ウ 印鑑証明書〔原本〕

エ 格付及び体制調書（様式第 4 号）

- (2) 申請者は、(1)に掲げる書類を、下記(3)に掲げる一般競争入札参加資格審査の申請受付期間内に受付場所に持参または郵送して市長に提出してください。

- (3) 一般競争入札参加資格の審査の申請受付期間及び受付場所は、次のとおりです。

ア 受付期間 令和 6 年 12 月 20 日（金）から令和 7 年 1 月 9 日（木）まで（本市の休日を除く。）

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 受付場所 神戸市福祉局高齢福祉課（電話番号 078-322-5259）

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所 1 号館 4 階

- (4) 書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

(5) 提出された書類は、返却しません。

## 5 仕様書等に関する質疑回答

(1) 申請者は、当該一般競争入札説明書に添付されている質問書（様式第2号）を、下記(2)に掲げる提出期限内に、提出場所において市長に提出することができます。また、提出は直接持参、郵送、ninchisho@office.city.kobe.lg.jp までEメールで送信いずれでもかまいません。

(2) (1)に掲げる書類の提出期限は、次のとおりです。

ア 提出期限 令和7年1月9日（木）まで（本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（直接持参の場合、正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所1号館4階

神戸市福祉局高齢福祉課

(3) 書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

(4) 提出された書類は、返却しません。

(5) 回答は、第6項で一般競争入札参加資格があると認定された者すべてに対し、Eメールにて送付します。

## 6 一般競争入札参加資格の審査及び通知

(1) 一般競争入札参加資格は提出された書類により審査し、その結果は令和7年1月16日（木）以降に一般競争入札参加資格審査通知書により通知します。

(2) 一般競争入札参加資格がないと認定された者には、(1)の通知書にその理由を付します。

(3) (2)の理由を付した(1)の通知書により通知を受けた者は、その通知を受けた日から7日以内に、市長に対して一般競争入札参加資格がないと認定した理由の説明を求めすることができます。

(4) (3)により説明の請求を行う場合は、書面によってください。

(5) (3)による理由の説明の請求を受けたときは、その請求を受けた日から7日以内に書面により回答します。

## 7 入札書の提出方法、提出期限、提出場所及び記載方法等

(1) 提出方法、提出期限及び提出場所

ア 持参の場合

令和7年1月29日（水）正午まで

提出場所：神戸市福祉局高齢福祉課

## イ 郵送の場合

あ て 先：神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）  
神戸市役所1号館4階  
神戸市福祉局高齢福祉課

入札書を件名を記載した封書に入れ封緘し、さらに別の封筒に入れ、封筒の表に「入札書在中」と朱書し、書留郵便で送付すること。

令和7年1月29日（水）正午までに、本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局総務課に到着していること。

### (2) 記載方法

ア 入札書に件名、記入日、入札金額、貴社所在地、貴社名を必ず記載してください。

イ 入札書には見積り項目ごとの見積金額内訳書（様式第8号）を添付すること（記載方法は仕様書の6委託料の見積りを参照すること）。

ウ 本市から責任者又は担当者に、提出された文書についての真正性（相手方や内容に間違いがないかなど）を電話やEメールにて確認する場合があります。

エ 一度提出した見積書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

### (3) 提出の辞退

入札書提出を辞退する場合は、参加辞退届（様式第5号）を提出してください。

## 8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(3) 入札書に記名がないとき。

(4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。

(5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。

(6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

(7) 入札者の資格のない者が入札したとき。

(8) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 9 開札

下記の日程により、開札を行います。開札への参加は任意ですが、希望される場合は事前に3の委託契約に関する事務を担当する部局までご連絡ください。なお、入札参加者以外が開札会場へ入場することはできません。

### (1) 日時

令和7年1月29日（水）午後2時から

## (2) 場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
神戸市役所1号館8階 中会議室

## (3) 持参物

開札会場への入場には、事前に連絡をいただいた参加者についての本人の確認ができる写真付きの証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）が必要となりますので、必ずご持参ください。

## 10 落札者決定の方法

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（消費税及び地方消費税を含めた額）をもって入札した者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者として開札会場に参加している者のくじ引きにより落札者を決定します。
- (3) (2)の場合において、開札に参加していない者など、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に直接関係のない神戸市職員がくじを引きます。
- (4) 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がなかった場合に、再度入札を行います。
- (5) (4)の場合、再度入札の日時、方法等については、対象者に対してあらためて知らせます。

## 11 落札者決定の日時及び発表方法

日時 令和7年1月31日（金）予定

発表方法 決定後全ての参加者にEメール及び郵送で通知し、神戸市ホームページにも公表します（公表するのは、落札者の名称及び決定金額のみ）。

## 12 契約等に係る事項

- (1) 契約先決定後、契約の締結に当たっては、契約書の作成を要します。  
契約書は、神戸市福祉局高齢福祉課で交付します。
- (2) 契約保証金に関する事項  
契約保証金は規則第25条の規定に該当する場合に、免除することとします。

## 13 談合その他の不正行為に対する措置

申請者が契約相手方となった場合において、神戸市委託契約約款第31条第1項及び第3項の各号に定める事由に該当した場合は、市長は、同条の規定に基づき、申請者から違約金を徴収するほか、損害賠償を請求することがあります。